

高齢者日常生活用具給付申請書

伊丹市長 様

(申請者)

住所

氏名

利用者との続柄

電話番号 () -

次のとおり高齢者日常生活用具の給付を申請します。

利用者住所	□□□-□□□□		
	伊丹市	電話 ()	-
利用者氏名	(フリガナ)	明・大・昭	年 月 日生 (歳)

(希望する用具の印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電磁調理器 ・ 自動消火器
------------	--

※課税状況等 生活保護受給者にも適用 意の署名は同	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税非課税世帯 (所得税非課税を証明する書類を添付して下さい) ・ 生活保護受給世帯 ⇒ 私生活保護受給の有無について、高齢者日常生活用具給付担当課から生活保護担当課へ情報収集することについて同意します。 <p style="text-align: right;">利用者本人署名 _____</p>
---------------------------------	--

用具の設置調整の日程(先)の印	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者本人 ・ 申請者 ・ その他 (氏名 _____ 利用者との関係 _____ 電話 () - _____) 事業所名等 _____
-----------------	--

★ 介護認定申請の有無

あり (認定結果:) ・ 申請中 (申請日:) ・ なし

2023年 10月 1日

高齢者日常生活用具給付申請書

伊丹市長 様

(申請者)

住所 伊丹市千僧1-1-101

氏名 伊丹 太郎

利用者との続柄 本人

電話番号 (072) 000 - 0000

次のとおり高齢者日常生活用具の給付を申請します。

利用者住所	664-0898		
	伊丹市 千僧1-1-101	電話 (072) 000 - 0000	
利用者氏名	(フリガナ) イタミ タロウ 伊丹 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女	明・大・招 14年 3月 4日生 (80歳)

(希望する用具) ○印	・電磁調理器	・自動消火器
----------------	--------	--------

※課税状況等 生活保護受給 申請書にも 記載する	・所得税非課税世帯 (所得税非課税を証明する書類を添付して下さい) ・生活保護受給世帯 ⇒ 私の生活保護受給の有無について、高齢者日常生活用具給付担当課から生活保護担当課へ情報収集することについて同意します。	利用者本人署名 伊丹 太郎
-----------------------------------	---	---------------

用具の納品及び 日程調整の 先(○印)	・利用者本人 ・申請者 ・その他 (氏名 阪神 花子 利用者との関係 ケアマネ 電話 (06) 0000-0000) 事業所名等 ○○居宅介護支援事業所
---------------------------	---

★ 介護認定申請の有無

あり (認定結果:) ・ 申請中 (申請日:) ・ なし

高齢者日常生活用具申請意見書

調査員所属 居宅介護支援事業所もしくは 地域包括支援センター	〇〇居宅介護支援事業所	(△△・□□) 地域包括支援センター
調査員氏名 担当ケアマネもしくは 地域包括支援センター職員	阪神 花子	山田

【調査員とは】

担当ケアマネのいる利用者…担当ケアマネ

担当ケアマネのいない利用者…利用者の住所地を担当する地域包括支援センター職員

利用者氏名 伊丹 太郎

住所

伊丹千僧1-1-101

家族の状況	氏名	年齢	続柄	職業	備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

年月日	支援経過
2019・9・1	本人より電磁調理器の申請希望を受ける
2019・9・15	本人宅を訪問し、実態把握および本人の意向を再度確認する
・	

現状および調査員意見

本人は賃貸マンションの1階にて独居。妻を10年ほど前に亡くされている。同じマンションに住む近隣住民はとても協力的で、本人の様子を時々見に行くなど気にかけてくださっている。

3年ほど前から軽い物忘れが見られるようになり、要介護認定を受けて現在はヘルパーを週2回、デイサービスを週2回利用している。

現役時代に調理師をしていたことから、ヘルパーの訪問時以外は自分で調理を行なっているが、物忘れが進行していることから火の消し忘れが目立つようになり、今後は火災につながりかねないと近隣も心配している。しかし、長年調理師をしてきた本人にとっては調理を行なうことが生きがいとなっており、安全に調理をできる環境を整えることが課題となっている。

本人の能力を生かしつつ、安全な独居生活を継続してもらうために電磁調理器を導入し、万一の火の不始末による危険を回避する必要がある。

【申請順序】

担当ケアマネのいる利用者 … 申請者 ⇒ 担当ケアマネ ⇒ 利用者の住所地を担当する地域包括支援センター

⇒ 地域・高年福祉課

担当ケアマネのいない利用者 … 申請者 ⇒ 利用者の住所地を担当する地域包括支援センター ⇒ 地域・高年福祉課